

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の 時限的・特例的な取扱いについて（薬局関係）

1 医療機関における対応（処方関係）

- ・患者から電話や情報通信機器（以下、「電話等」という。）により診療等の求めを受けた場合、医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診断や処方をして差し支えないこと。ただし、麻薬及び向精神薬の処方をしてはならないこと。
- ・上記診療の際は、できる限り、患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診療や処方を行うこと。基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならないこと。
- ・既に対面で診断され治療中の患者について電話等を用いた診療により、これまでも処方されていた医薬品を処方することは差し支えないこと。また、発症が予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をして差し支えないこと。
- ・患者が、薬局において電話等による服薬指導等を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付するとともに、診療録に送付先の薬局を記載し、処方箋原本を当該薬局に送付すること。

2 薬局における対応

(1) 処方箋の取扱いについて

- ・医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を、処方箋とみなして調剤等を行うこと。また、可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、ファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

(2) 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施について

- ・全ての薬局において、薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、電話等を用いて服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合には、服薬指導等を行って差し支えないこと。
- ・電話等を用いた服薬指導等を行う場合は、以下に掲げる条件を満たした上で行うこと。
 - ①薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等、配送及び服薬状況の把握等の手順について、説明した上で、当該説明を行ったことについて記録すること。
 - ②当該患者に初めて調剤した薬剤については、必要に応じて薬剤情報提供文書等のファクシミリ等による送付、電話等による再度の服薬指導等、服薬状況の把握や副作用の確認、服薬状況等の医師へのフィードバック等の対応を行うこと。
 - ③対面による服薬指導等が必要と判断される場合は、速やかに切り替えること。
 - ④患者の被保険者証の確認等についてはファクシミリや電子メールにより行うこと。ファクシミリ等による確認が困難な場合、電話により氏名、生年月日、連絡先、被保険者証

の券面記載事項を確認すること。

(3) 薬剤の配送等について

- ・調剤した薬剤は、品質の保持や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡し、薬剤の発送後、確実に授与されたことを電話等により確認すること。
- ・品質の保持に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること。
- ・患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

(4) その他

- ・電話等を用いた服薬指導等を行う場合、以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、事前に医療機関関係者や患者等に周知すること。
 - ①服薬指導等で使用する機器（電話、情報通信機器等）
 - ②処方箋の受付方法（ファクシミリ、メール、アプリケーション等）
 - ③薬剤の配送方法
 - ④支払い方法（代金引換サービス、クレジットカード決済等）
 - ⑤服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器（電話、情報通信機器等）

<この件に関する問い合わせ>

広島市保健所医療政策課薬務係

TEL : 082-241-1585、FAX : 082-241-2567